

# 2018 年度秋学期 私費外国人留学生授業料補助募集要項

## 1. 受給資格（以下の要件を全て満たすこと）

受給資格	<p>(1) 学業及び人物とも優れ、かつ、留学生活上の経済的援助が必要であると認められる者。</p> <p>(2) 2018 年度秋学期入学者又は復学者で、本学の正規課程に在学する私費外国人留学生であること（交換留学生は除く。）</p> <p>(3) 在留資格が「<b>留学</b>」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること。）</p> <p>(4) 前年度までの GPA が <b>学部生:2.00 以上, 大学院生:3.00 以上（会計専門職研究科のみ 1.70 以上）</b> の者。 ※新入生は成績は問わない。</p> <p>(5) 今年度復学する<b>学部生</b>は、休学直前年度の修得単位数が <b>20 単位以上</b> であること。ただし、休学直前に半期在学した者は 10 単位以上であること。 ※新入生は単位数は問わない。 ※大学院生、専門職大学院生は、前年度修得単位数については問わない。</p> <p>(6) 経費支弁者からの<b>仕送り額が平均月額 90,000 円以下</b>（入学金・学費を除く）であること。 日本国内在住の経費支弁者がいる場合、<b>経費支弁者の年収が 500 万円未満</b> であること。</p> <p>(7) 明治大学グローバル選抜助成金、明治大学私費外国人留学生特別助成金を受給していない者。</p> <p>(8) 2018 年度において原級、在籍原級または留籍をしていない者。また、秋学期に休学をしない者。 ※休学したことに伴う原級の場合は申請が可能な場合があるので、<b>10/5(金)</b>までに国際教育事務室へ相談に来ること。</p> <p>(9) 2017 年度に懲戒処分を受けていないこと。 ※申請以降に除籍・退学・懲戒処分となった場合は補助の対象外となります。一度除籍になった場合、除籍取消を行っても、その年度は補助の対象外となります。</p>
------	---

## 2. 申請期間及び提出書類について

事前 相談期間	<p><b>【事前相談期間】 9月24日（月）～10月5日（金）</b></p> <p>申請について不明な点がある場合には、必ず上記の事前相談期間に国際教育事務室または中野キャンパス低層棟 3 階事務室に相談してください。事前相談期間に相談に来室していない場合、申請期間に書類不備があっても、一切配慮しません。 ※やむを得ない事情により下記の申請期間内に提出できない場合は国際教育事務室に来室の上、「事前申請理由書」（所定書式・事前相談後に渡します）を添えて事前相談期間に提出してください。</p>
オンライン 申請期間	<p><b>【オンライン申請期間】 9月24日（月）～10月12日（金）</b></p> <p>Oh-o!Meiji のアンケート機能にて事前登録を行っていただけます。アンケート名は「2018 年度秋学期 私費外国人留学生授業料補助 オンライン申請」です。なお、修正は不可なので、修正が必要な場合は本申請の際に申告してください。 ※Oh-o!Meiji の回答画面のコピーが授業料補助への申請に必要なので、必ず事前登録期間に回答してください。</p>
本申請期間 及び 書類提出先	<p>(1) 本申請期間：<b>10月9日（火）～10月12日（金）</b> 申請受付時間：午前 9:00～11:30、午後 12:30～17:00（期間・時間厳守）</p> <p>(2) 提出先 ■駿河台キャンパス 国際教育事務室（グローバルフロント 2F）月～金 9:00-17:00（11:30-12:30 を除く） ■和泉キャンパス 国際教育事務室（第一校舎 1F）月～金 9:00-17:00（11:30-12:30 を除く） ■生田キャンパス 国際教育事務室（中央校舎 1F）月～金 9:00-17:00（11:30-12:30 を除く） ■中野キャンパス 3 階事務室（低層棟 3F）月～金 9:00-17:00（11:30-12:30 を除く）</p>
提出書類	<p>(1) 申請願書（所定用紙）</p> <p>(2) 在留カード両面のコピー ※申請願書に貼付してください。在留資格を「留学」へ変更申請中の場合は、変更中と分かる書類を持ってきてください ※在留資格の変更手続完了後に、在留カードのコピーを再提出してください。</p> <p>(3) Oh-o!Meiji のアンケート回答画面のコピー</p> <p>(4) 学習・研究計画書（所定用紙）</p> <p>(5) 成績通知表（以下のうち、該当するものを提出してください。） ・学部新入生及び大学院博士前期課程、修士課程、専門職学位課程の新入生：<b>不要</b> ・復学者：休学直前学期までの成績が記載されている成績通知表 ※Oh-o!meiji ポータルサイトから印刷してください。<b>※成績証明書ではありません。</b></p> <p>(6) 住居状況申告書（所定用紙）</p>

	<p>(7) <b>住宅賃貸借契約書のコピー</b>          (※契約者名・入居期間・家賃額が記載されている部分にマーカーを引き、書類右上部に名前・学生番号・各学部研究科名記入してください。)</p> <p>(8) <b>銀行口座振込依頼書</b> (所定用紙)          ※銀行で審査の対象となり、提出期日までに口座を開設できない場合には、金融機関から発行される預り証(兼引換証)を提出してください。(後日、追加で銀行口座振込依頼書を提出してください。)</p> <p>(9) 経費支弁者の 2017 年度の年収が明記されている「源泉徴収票」または「納税証明書」のコピー          ※経費支弁者が国内に在住している学生のみ          ※提出書類は黒のボールペンで記入してください(消せるペンは使用不可。)訂正をする場合は、訂正箇所に二重線を引き、その上に印を押してください(修正液は使用不可。)          ※代理による書類の提出は認めません。</p>
<b>所定用紙の入手方法</b>	提出書類(1), (4), (6), (8)は、本学ホームページから各自ダウンロード・印刷してください。 <a href="http://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/application.html">http://www.meiji.ac.jp/cip/student_support/funding/application.html</a>

### 3. 授業料補助について

<b>概要・目的</b>	私費外国人留学生の経済的負担を軽減し、学業の継続を援助することを目的とします。																
<b>補助率</b>	<p>・2018 年度の補助率は以下の表のとおりです。ただし、受給資格を満たして申請した者でも、今年度の予算の範囲で補助対象者を選考するため、補助の対象から外れる場合があります。</p> <p>・補助は学費の中の「授業料」のみを対象とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th> <th>G P A</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学部新入生 大学院新入生</td> <td>不問</td> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>大学院 M2, D2 以上</td> <td>3.0 以上 (会計研のみ 1.7 以上)</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">学部 2~4 年生</td> <td>3.0 以上</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td>2.5 以上 3.0 未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>2.0 以上 2.5 未満</td> <td>10%</td> </tr> </tbody> </table>	学年	G P A	補助率	学部新入生 大学院新入生	不問	30%	大学院 M2, D2 以上	3.0 以上 (会計研のみ 1.7 以上)	15%	学部 2~4 年生	3.0 以上	35%	2.5 以上 3.0 未満	20%	2.0 以上 2.5 未満	10%
学年	G P A	補助率															
学部新入生 大学院新入生	不問	30%															
大学院 M2, D2 以上	3.0 以上 (会計研のみ 1.7 以上)	15%															
学部 2~4 年生	3.0 以上	35%															
	2.5 以上 3.0 未満	20%															
	2.0 以上 2.5 未満	10%															
<b>補助の実施方法</b>	秋学期分の授業料から授業料補助額を「銀行口座振込依頼書」に記載された口座に 12 月上旬から中旬までに(予定)振り込みます。※振込が確認できるまで口座を解約しないでください。																
<b>補助の停止・取消</b>	以下のいずれかに該当する場合、授業料補助の決定を取り消し、補助額の返還をさせることがあります。 (1) 在留資格が「留学」からその他に変更になった場合 (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合 (3) 除籍、退学、懲戒処分となった場合 (4) 出席状況及び学業成績を勘案した結果、成業の見込みがないと認められる場合 (5) その他、受給者として適当でないと思われた場合																

### 4. 選考について

<b>選考方法</b>	GPA に応じて補助率を決定します。ただし、受給資格を満たし申請した者でも、今年度の予算の範囲で補助対象者を選考するため、補助の対象から外れる場合があります。
<b>合否通知</b>	Oh-o!Meiji システムで応募者全員に 11 月下旬(予定)に通知します。

### 5. 個人情報の取扱いについて

明治大学は、「個人情報保護に関する法律」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金・学内奨学金・授業料補助の申請者及び関係者の個人情報を奨学金業務全般及びそれらに付随する業務等の利用目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。

### 6. 注意事項

<b>注意事項</b>	<p>(1)申請書類受理後に受給資格を満たしていないことが判明した場合、選考の対象にはなりません。</p> <p>(2)学費を納入していない者は、補助の対象になりません。</p> <p>(3)連絡は原則として Oh-o!Meiji で行います。必ず確認してください。</p>
-------------	---

以上

問い合わせ先：国際教育事務室 (03-3296-4141, [cip@mics.meiji.ac.jp](mailto:cip@mics.meiji.ac.jp))